

商工業振興関連施策

1. 摂津市起業支援メニュー

～起業をサポートします！～

概要

産業競争力強化法に基づき地域の創業を促進させるために、民間事業者等（市商工会、金融機関）と連携して創業支援事業計画を立て、市内での創業を応援しています。

内容

◎「創業サポート総合相談窓口」の設置

市内2か所（摂津市産業振興課及び摂津市産業支援ルーム）に「創業サポート総合相談窓口（ワンストップ窓口）」を設置し、創業前後に活用できる支援制度やセミナー等の情報提供、関係機関の紹介等を行い、創業にかかる問題解決をサポートしています。まずはご相談ください。

◎「専門相談窓口」の設置 ※特定創業支援事業

より専門的な相談・支援を継続的に受けることができるよう、摂津市商工会と日本政策金融公庫吹田支店、株式会社池田泉州銀行摂津支店に「専門相談窓口」を設置しています。

◎創業関連セミナーの開催 ※特定創業支援事業

事業計画書の作成をはじめ、起業に必要なスキルが習得できる「創業関連セミナー」を開催しています。

※特定創業支援事業とは

「特定創業支援事業」とは、創業にかかる「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援のことです。

この4項目について、1か月以上の期間、かつ4回以上（少なくとも1項目につき1回以上）の相談・支援を受けた方は、「特定創業支援により支援を受けたことの証明書」の交付が受けられ、下記のような優遇を受けることができます！

①法人を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます！

株式会社・合同会社：資本金の0.7% ⇒ 0.35%

※創業を行おうとする者、創業後5年未満の者が対象

※会社設立後の者が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることができません。

※摂津市の証明書をもって他の市区町村で創業又は会社を設立する場合は、対象となりません。

②創業関連保証の利用対象が拡大されます！

創業2か月前 ⇒ 創業6か月前から利用可能に！

③日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

④摂津市が行う「摂津市中小企業育成事業補助金」「中小企業経営改善支援コンサルタント派遣」の申請要件が緩和されます！

市内創業後1年以上の方 ⇒ 創業後すぐに利用可能！

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362